

大水審第6号
令和8年9月17日

大田原市長 相 馬 憲 一 様

大田原市水道料金審議会
会長 小川 利治

適正な大田原市水道料金の在り方について（答申）

令和8年1月16日付け大上第240号で諮問のあった事項について、本審議会において慎重に審議した結果を別紙のとおり答申いたします。

答 申 書

1 諮問事項について

令和8年1月16日付けで、市長から「適正な大田原市水道料金の在り方」について本審議会に諮問がありました。

本市の水道事業は、昭和39年に給水を開始して以来、合併による市域の拡大と市政の発展に伴う水需要に応えるため、水道施設の整備を計画的に進め、市民の皆様に安全で安心な水道水を供給してきました。

しかし、全国的に少子高齢化等に起因する人口減少が進む中、本市においても将来の給水人口及び水需要は減少傾向で推移することが見込まれています。さらに、節水型機器の普及や生活様式の変化などにより、水道事業の経営基盤である水道料金収入は減少傾向にあり、今後も厳しい状況が続くものと予想されます。

また、水道事業の創設期や拡張期に整備された水道施設の多くは、今後、順次更新時期を迎えることが見込まれています。水道施設の更新や耐震化には多額の費用を要しますが、これらは安全で安定した給水を維持するために必要な投資であり、施設の拡張とは異なり、更新そのものによる給水収益の増加は見込めません。

給水収益の大幅な増加が見込めない中で、水道施設の更新需要に適切に対応し、水道施設と水道事業経営を健全な状態で次世代に引き継ぐことは、本市水道事業にとって極めて重要な課題です。

本審議会では、諮問事項について慎重に審議を重ねた結果、近年の物価高騰等による経営環境の悪化や、今後増加が見込まれる水道施設の更新需要に対応するためには、必要な財源を確保することが重要であり、水道料金の改定はやむを得ないものと判断しました。

以上のことから、次のとおり審議結果を答申します。

2 適正な水道料金の改定について

(1) 改定時期

令和9年4月1日施行

令和8年12月定例市議会に大田原市水道事業給水条例の改正案を上程し、議会の議決を得た後、水道使用者への周知期間を確保した上で、令和9年4月1日から水道料金の改定を行うことが適当であります。

(2) 算定期間

令和9年度から令和13年度までの5年間

水道法施行規則では、水道料金について、おおむね3年を通じて財政の均衡を保つことが求められています。

また、日本水道協会の水道料金算定要領では、料金算定期間はおおむね3年から5年を基準とする考え方が示されています。

本市においては、料金の安定性を確保しつつ、将来見通しの確実性にも配慮する必要があることから、令和9年度から令和13年度までの5年間を料金算定期間とすることが適当であります。

(3) 改定率について

平均19.4%

大田原市水道事業経営戦略改定版（令和6年3月改定）における投資・財政計画を踏まえ、水道料金に求められる「適正な原価」を算出するため、料金算定期間における総括原価を算定しました。

総括原価の算定における資産維持率については、水道料金算定要領で標準とされるのは3%であるが、本市の施設整備計画、財政状況並びに市民生活及び事業活動への影響を総合的に勘案した結果、必要な更新事業への影響を継続的に検証することを前提として、2%とすることが適当であると判断しました。

その結果、料金算定期間における総括原価は74.5億円、現行料金による料金収入見込額62.4億円となり、差引き12.1億円の財源不足が見込まれます。この不足額を解消するために必要な改定率は、総括原価方式による算定上、

平均19.4%となります。

なお、資産維持率を2%とすることにより、標準とされる3%の場合と比較して、料金算定期間中に確保する資産維持費が減少することから、その影響については、経営努力、事業費の精査、国庫補助金等の積極的な活用、企業債の適正な活用及び補填財源の計画的な管理により、必要な施設更新及び耐震化等に支障が生じないよう対応することが必要です。

以上のことから、本審議会としては、水道事業の健全な運営に必要な財源の確保に配慮しつつ、使用者負担の急激な増加を抑制する観点から、平均改定率を19.4%とすることが適当であると判断しました。

(4) 料金体系の見直しについて

料金体系については、現在の基本料金と従量料金からなる二部料金制を基本として維持することが適当であります。

本市の水道料金体系は、供用開始以来、基本料金と従量料金による二部料金制を採用しています。料金体系を大幅に変更した場合、使用者間の負担に大きな変動が生じる可能性があるため、基本的な料金体系は維持しつつ、使用水量に応じた従量料金単価を見直すことが適当であります。

基本料金については、一部の口径において県内他市の状況と比較して高い水準にあることから、現行の単価を据え置くことが適当であります。

一方で、現在の基本水量制については、単身世帯の増加や生活様式の変化、使用水量に応じた公平な負担の観点から廃止し、1m³から従量料金を課す料金体系に見直すことが適当であります。

従量料金については、一般家庭用である小口径（口径13mm及び20mm）の使用者に配慮し、低水量使用者の負担軽減を図る料金体系とすることが適当であります。

また、口径25mm以上についても、使用実態及び負担の公平性を踏まえ、必要な財源を確保できる範囲で従量料金単価を見直すことが適当であります。

具体的な料金表については、平均改定率が19.4%となるよう調整した上で、別紙料金表のとおりとすることが適当であります。

○水道料金の【改定案】について
 現行料金表（1 か月当たり）※税抜き

口径（mm）	基本料金（円）		従量料金（円）
	水量	料金	1 m ³ につき
13	10 m ³ まで	1,700	170
20	10 m ³ まで	3,900	170
25	—	5,900	170
30		8,700	170
40		15,600	170
50		24,200	170
75		54,900	170
100		97,500	170
150		219,600	170

改定後料金表（1 か月当たり）※税抜き

口径（mm）	基本料金（円）		従量料金（円）	
	水量	料金	1 m ³ から 10 m ³ まで	11 m ³ 以上
13	—	1,700	<u>17</u>	<u>219</u>
20		3,900	<u>17</u>	<u>219</u>
25		5,900	<u>219</u>	<u>219</u>
30		8,700	<u>219</u>	<u>219</u>
40		15,600	<u>219</u>	<u>219</u>
50		24,200	<u>219</u>	<u>219</u>
75		54,900	<u>219</u>	<u>219</u>
100		97,500	<u>219</u>	<u>219</u>
150		219,600	<u>219</u>	<u>219</u>

3 附帯意見について

(1) 市民への丁寧な説明と周知

本市の水道料金改定は、長期間行われていなかった料金水準の見直しであり、市民生活及び事業活動に大きく関わるものであります。

そのため、料金改定が必要となる背景、改定の目的、改定後の料金水準及び使用者への影響について、市民が十分に理解できるよう、分かりやすく丁寧な説明を行うとともに、広く周知に努めることを求めます。

(2) 使用者負担への配慮及び経営努力

今回の料金改定は、市民生活及び事業活動への影響を踏まえ、必要な財源の確保と使用者負担の軽減との均衡に配慮したものであります。

市においては、改定後も市民生活及び事業活動への影響を十分に考慮し、引き続き可能な限り使用者負担の抑制に努めるとともに、安全で安定した給水に必要な施設更新及び耐震化を着実に進めることを求めます。

また、漏水対策等による有収率の向上、業務委託や修繕に要する費用及び施設等における電力費の見直し、施設の統廃合や規模の適正化、水道管や施設の更新工事の計画的な実施並びに国庫補助金等の積極的な活用など、より一層の経営努力により、費用の抑制及び財源の確保に努めることを求めます。

(3) 経営状況の継続的な検証と必要な見直し

料金改定後も、毎年度の決算状況、料金回収率、給水原価、企業債残高、企業債償還金、補填財源残高及び施設更新の進捗等を検証し、経営状況の把握に努めることを求めます。

また、物価、県水料金、動力費、修繕費、建設改良費、企業債利率及び水需要等の動向により、収支見通しに大きな乖離が生じた場合や、料金回収率、補填財源残高等に著しい悪化が見られる場合には、速やかに経営戦略及び料金水準の見直しを検討することを求めます。

なお、料金算定期間が終了する令和13年度までに、施設更新の進捗、給水人口及び水需要、県水料金、物価、企業債残高並びに補填財源残高等を踏まえ、令和14年度以降の料金水準について検証することを求めます。

(4) 企業債及び補填財源の適正管理

企業債の活用にあたっては、世代間負担の公平性に配慮しつつ、将来の償還負担が過度なものとならないよう、長期的な財政見通しに基づき慎重に判断することを求めます。

また、補填財源については、災害対応、突発的な修繕、施設更新及び企業債償還等に備えるため、一定水準を確保する必要があることから、計画的かつ適正な管理に努めることを求めます。

4 最後に

水道事業は、安全で安心な水の安定供給を通じて、公衆衛生の向上、市民生活の維持及び産業活動の基盤を支える重要なライフラインです。

本市の水道事業を将来にわたり持続可能なものとするためには、老朽化した水道施設の更新や耐震化を着実に進めるとともに、健全な経営基盤を確保することが不可欠です。

今回の平均19.4%の改定案は、水道事業の健全な運営に必要な財源の確保に配慮しつつ、市民生活及び事業活動への影響を踏まえ、使用者負担の急激な増加をできる限り抑制する観点から判断したものであります。

今後も、給水人口の減少や水需要の減少、物価高騰、施設更新費用の増加などにより、水道事業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増すものと考えられます。

市においては、本答申の趣旨を十分に踏まえ、市民への丁寧な説明と情報提供に努めるとともに、経費削減、業務効率化、施設の適正管理、補填財源の確保及び将来負担の抑制に継続して取り組み、将来にわたって安全で安心な水道水を安定して供給できるよう、健全な事業運営に努めることを期待します。



大上第240号
令和8年1月16日

大田原市水道料金審議会会長 様

大田原市長 相馬 憲一



適正な大田原市水道料金の在り方について（諮問）

このことについて、大田原市水道料金審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

1. 諮問事項

（1）適正な大田原市水道料金の在り方について

2. 諮問理由

本市の水道事業は、昭和39年に給水を開始して以来、合併による市域の拡大と市政の発展とともにその水需要に答えるために施設の整備を計画的に進め、市民の皆様に清浄な水道水を供給してきました。

安全で安心な水道水を市民の皆様にお使いいただくため、平成20年3月に「大田原市水道ビジョン」を策定し効率的かつ安定的な水道事業運営に努めて参りましたが、社会情勢の変化はめまぐるしく、人口減少や節水意識の高まりによる水需要の減少が避けられない一方、施設整備の耐震化を含めた更新需要は増加が見込まれるなど、水道事業を取り巻く環境は厳しい状況に置かれています。

水道事業は、独立採算を原則としているため、経営にかかる経費は水道料金収入をもって賄うことが前提になっております。本市の水道料金は昭和59年に改定を行って以来40年が経過しており、生活に欠かせない水道事業を健全に維持していくために適正な大田原市水道料金の在り方について、貴審議会の意見を求めます。

令和８年大田原市水道料金審議会経過		
回	開催日時及び場所	審議内容
第１回	令和８年１月１６日（金） 午後１時３０分から 本庁舎１０１会議室	委嘱状交付 会長選任 諮問 議事 ・審議会の運営について ・大田原市水道事業の経営について ・経営戦略の見直しから
第２回	令和８年３月２５日（水） 午後１時３０分から 生涯学習センター研修室Ｄ	議事 ・前回の内容について ・大田原市の水道施設について ・現地視察（水道施設） ・本日のまとめ
第３回	令和８年５月２８日（木） 午後１時３０分から 生涯学習センター研修室Ｄ	議事 ・前回の振り返りにについて ・受水費について ・全国の水道料金見直し状況 ・水道料金算定の仕組みについて ・新料金の検討について
第４回	令和８年８月６日（木） 午前１０時００分から 本庁舎３０１・３０２会議室	議事 ・新料金の検討について ・答申書案の作成について ・その他
第５回	令和８年８月２８日（金） 午後２時００分から 本庁舎３０１・３０２会議室	議事 ・平均改定率について ・答申書について
答申	令和８年９月１７日（木） 午前１０時００分から 市長公室	市長へ答申書の提出

大田原市水道料金審議会委員			
	区 分	氏 名	役 職 等
1	市議会議員 (1号委員)	キミジマ タカアキ 君島 孝明	市議会議長
2		タキタ イチロウ 滝田 一郎	総務常任委員長
3		フジタ ヨシユキ 藤田 善幸	建設産業常任委員長
4	知識経験を 有する者 (2号委員)	ヨシオカ ヒロミ 吉岡 博美	商工会議所会頭
5		オガワ トシハル 小川 利治	元栃木県企業局水道課長
6	水道使用者 (3号委員)	ヒラクエ ノリアキ 平久江 徳昭	区長連絡協議会 会長 須賀川地区会長(須賀川上)
7		フクシマ ハツオ 福島 初夫	区長連絡協議会 副会長 大田原地区会長(大久保町)
8		キクチ タカユキ 菊地 孝行	区長連絡協議会 副会長 佐久山地区会長(荒町)
9		グンジ アキラ 郡司 彰	区長連絡協議会 副会長 川西地区会長(下町2区)
10		スズキ ヒロブミ 鈴木 浩文	区長連絡協議会 親園地区会長(親園北区)
11		チシマ マサノブ 千嶋 正信	区長連絡協議会 湯津上地区会長(狭原)
12		ハラダ タケアキ 原田 武章	区長連絡協議会 野崎地区副会長(薄葉第3団地)
13		クマダ マサカツ 熊田 雅勝	南金丸自治会長
14		アサノ ナオコ 朝野 直子	女性団体連絡協議会長
15		フジヌマ ヒサコ 藤沼 久子	男女協働参画審議会会長